### 11月は「ねんきん月間」 1月30日は「年金の日」

### ●年金相談を開催

11月30日(日)午前9時30分~午後4時 日時

日本年金機構高山年金事務所(花岡町3)

### ● 社会保険料控除証明書を11月上旬から送付

納められた国民年金保険料は全額、社会保険料控 除の対象です。

所得税・住民税申告の際に必要となる国民年金保 険料の「社会保険料控除証明書」を11月上旬に日本 年金機構からお送りします。

なお、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納 付された方については、平成27年2月上旬の発送予定 です。

> ビス(コンビニ交付サービス)が始まっています。 ビニエンスストアで、住民票などが取得できるサ

セブンーイレブン

ド)を利用して、対応端末が設置してある次のコン

10月30日から住民基本台帳カード(住基カー

日本年金機構高山年金事務所 ☎32-6111 ナビダイヤル ☎0570-058-555

べき問題で、早期発見・早期対応 前での夫婦間の暴力 殴る、ける、やけどを負わせる 大声で脅す、無視する、子ども ほ か 連絡先·相談窓口 ※虐待が疑われる場合など、左記 に連絡してください。 後5時15分 市家庭児童相談室 35-3179

■心理的虐待

夜間·休日 市役所(含3-3333)

一性的虐待

わいせつな行為をする・させる

# ■ネグレクト(育児放棄)

児童虐待は社会全体で解決す

ためらわず知らせてつなぐ命の輪

11月は児童虐待防止推進月間です

食事を与えない、ひどく不潔に

する ほか

が大変重要です。

■身体的虐待 児童虐待とは・・・

月~金曜日(午前8時30分~午

特別永住者・中長期在留者の皆様

外国人登録制度が廃止され、それまでお持ちの「外国人登録証明 書」は、「特別永住者証明書」「在留カード」に変更となりました。在留 資格により切り替えをしなければならない期間が異なりますので、お忘 れのないよう手続きください。

~特別永住者証明・在留カードの切り替えはお済みですか~

切り替え期限と場所は次のとおりです。

## ●特別永住者…手続き場所→市民課(本庁1階)、各支所地域振興課

- 1000000	3 400 C 33777 11-20217 ( 1 7 2	
16歳以上の方	次回確認(切替)申請期間 が2015年(平成27年)7 月8日までの方	2015年(平成27年)7月8日までに手続き
	次回確認(切替)申請期間 が2015年(平成27年)7 月9日以降の方	次回確認(切替)申請の年の 誕生日までに手続き
16歳未満の方		16歳の誕生日までに手続き

#### ●中長期在留者…手続き場所→入国管理局

	5.12. <del>1</del> 7	16歳以上の方	2015年(平成27年)7月8日までに手続き
	永住者	16歳未満の方	2015年(平成27年)7月8日または16歳の 誕生日のいずれか早い日までに手続き
		16歳以上の方	在留期間の満了日または2015年(平成27年)7月8日のいずれか早い日までに手続き
	特定活動	16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年(平成27年)7 月8日または16歳の誕生日いずれか早い日 までに手続き
	上記以外の	16歳以上の方	在留期間の満了日までに手続き
在留資格	16歳未満の方	在留期間の満了日または16歳の誕生日の いずれか早い日までに手続き	

問合先 市民課 ☎35-3496

# <u>13</u> 休から ) 税 証

明書もコンビニで

ファミリーマート

※対応端末が設置された国内すべての店舗でコン ビニ交付サービスが受けられます

サークルド、サンクス ローソン

協力をお願いします。 休止日時

ニ交付サービスを一時休止しますので、ご理解とご 明書も追加されます。この発行準備に伴い、コンビ

11月13日休からはコンビニ交付サービスに税

11月6日(木·11日(火

住民票、印鑑証明、戸籍証明書の発 両日とも午後1時~5時

休止内容

※休止期間中は市民課(本庁1階) 各支所地 域

振興課をご利用ください

問合先 市民課 **23** 35 -3496

2014.11.1